

市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施しました。

相生市教育振興基本計画（案）について、市民意見提出制度でいただいた主なご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

【実施期間】平成23年1月11日～平成23年1月31日

【公表方法】市の公文書公開コーナー、教育委員会管理課、各公民館及び若狭野多目的研修センターで閲覧、市のホームページに掲載

【受付件数】8件（1名）

【ご意見】

「第2章 教育を取り巻く環境の変化（計画案2頁）」について、日本全体の傾向と相生市の状況を絡ませた記載になっているが、道徳心・倫理観・郷土愛についても触れて欲しかった。

【市教育委員会の考え方】

（修正しません）

道徳心・倫理観・郷土愛という視点もふまえて、各項目の中で触れております。

【ご意見】

「第3章 相生の教育の成果と課題（計画案4頁～）」の中で、学校教育分野と生涯学習分野に区分し、各項目ごとに経過等が記載されているが、「・・・に努めました。」、「・・・取り組みました。」、「図りました。」の表現が多く、説得力に欠ける箇所が見られる。また、道徳心・倫理観・郷土愛の面から触れて欲しかった。

【市教育委員会の考え方】

（修正しません）

取り組んできた事業などについて、できるだけ具体的に記載しました。道徳心などについては、「3 豊かな心の育成（計画案7頁～）」で触れております。

【ご意見】

「第4章 これからの相生の教育（計画案 23 頁）」の基本目標について、第3章では、相生の教育を学校教育分野と生涯学習分野に区分して成果と課題が記載されているが、基本目標については学校教育分野のみに限定されているように思われる。それぞれ区分ごとの目標を記載すべきだと思う。

【市教育委員会の考え方】

（修正しません）

この目標には、相生市の子どもから大人までの全ての人が、学校教育や生涯学習を通して、幸せでこころ豊かになれるような願いを込めています。

【ご意見】

「学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合（計画案 27 頁）」の「授業が分かる」の基準が分かりにくい。

【市教育委員会の考え方】

（修正しません）

教職員は、常に児童生徒によく分かる授業をめざしています。どれくらいの児童生徒が分かっているかということについては、日々の授業やテスト、さらに児童生徒による教職員の授業に関する評価（アンケート）などで検証します。

これに限らず全ての目標には、それを検証する工程を組み込んでおります。

【ご意見】

「情報教育の充実（計画案 29 頁）」については、確かな学力の定着の中の一つの項目となっているが、近い将来の教育実践とこれを支える管理面において中心の課題になると思われる。独立した項目を掲げた方が良いのでは。

【市教育委員会の考え方】

（修正しません）

社会全体では、そのような必要性は認めておりますが、学校教育の範疇ではコンピュータ機器は、確かな学力の定着を図るための一つのツール（道具）であると位置付けています。

【ご意見】

「教職員の資質の向上（計画案 38 頁）」について、学校教育の成否は校長を中心とした教職員に殆どが委ねられており、教育の独立性を保ちながら、教育行政としての最重要課題として現場と教育委員会の関係を密にして、児童生徒の将来を確保すべく、検討を続けてください。

【市教育委員会の考え方】

（修正します）

ご指摘のとおり、教職員の資質の向上は最重要課題と考えています。児童生徒に対して、よりよい授業実践ができるように、計画案 39 頁の「学校における研修活動の活性化」に以下のとおり加筆修正いたします。

「教育効果が一層上がるように、積極的な授業の公開、教職員相互の研究、ICT の活用などを行い、子どもたちが授業に興味関心を持って集中力を保ちながら学べるよう、絶えず指導内容や指導方法の工夫・改善に努めます。」

【ご意見】

「学校安全及び防災教育の推進（計画案 42 頁）」について、生命の大切さを認識する事は何事にも変え難く、独立した項目を掲げた方が良いのでは。

【市教育委員会の考え方】

（修正しません）

子どもの安全・安心は、重要なことであると認識しております。家庭・地域・学校が、しっかりと連携することで確保されるものと考えており、この項目に位置付けしています。

【ご意見】

「人権を尊重するまちづくりの推進（計画案 56 頁）」の数値目標である「相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合が県のアンケート調査を上回る（H21年度県の調査 44.0%）」について、これが何になるかしっくりきません。

【市教育委員会の考え方】

（修正します）

心の問題を数値化することは非常に難しいものです。ですが、アンケートの実施は相対的な判断をする尺度であり、ひとつの「気付き」の手段であると考えます。その点をより明確にするために計画案 66 頁の目標の説明に以下のとおり加筆修正いたします。

「兵庫県という身近な大きな母集団と相生市民の人権意識を比較することにより、人権教育・啓発施策の改善に役立てることを目的とする。」